

## 船橋市中小法人等月次支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置若しくは千葉県における基本的対処方針に基づく新型インフルエンザ特別措置法第24条第9項の規定による要請に伴う飲食店の休業、時短営業及び酒類提供停止若しくは外出自粛等（以下、「飲食店の休業等」という。）の影響を受けているものの、国の月次支援金の受給対象とならない中小法人又は個人事業者（以下、「中小法人等」という。）に対し、予算の範囲内において支援金を交付することにより、事業継続を支援することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援金 船橋市中小法人等月次支援金をいう。
- (2) 対象月 令和3年4月から同年10月までの各月をいう。
- (3) 基準月 対象月の前年と前々年の同月で月間事業収入額が高い方の年の月をいう。
- (4) 売上高減少率 対象月の月間事業収入額を、基準月の月間事業収入額（以下、「基準事業収入額」という。）で除した割合を1から減じた値をいう。
- (5) 売上高減少額 対象月の月間事業収入額を基準事業収入額から減じた額をいう。
- (6) 中小法人 資本金の額若しくは出資の総額が10億円未満又は資本金の額若しくは出資の総額が定められていない場合は従業員の数が2,000人以下の法人をいう。
- (7) 追加支援金 過去に支援金を交付した者に追加で交付する未交付月分の支援金をいう。

### (助成対象者)

第3条 支援金の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を全て満たす中小法人等とする。

- (1) 市内に有する事業所が飲食店の休業等の影響を受けていること。
- (2) 支援金の申請月が国の月次支援金の受給対象でないこと。
- (3) 千葉県感染拡大防止対策協力金（大規模施設等に対する協力金を含む。）の受給対象（千葉県からの要請に従わないために、受給対象とならない場合を含む。）でないこと。

- (4) 令和3年3月末日までに市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有すること。
  - (5) 法人にあつては、船橋市法人市民税の確定申告を行っていること。ただし、開業後間もない等で確定申告を行っていない場合は、船橋市に対し法人設立等申告書を提出していること。
  - (6) 個人事業者にあつては、事業収入に係る所得税の確定申告を行っていること。ただし、開業後間もない等で確定申告を行っていない場合は、船橋税務署に対し開業届を提出していること。
  - (7) 市長が必要と判断した場合に、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は支援金の交付対象としない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
  - (2) 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体
  - (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有す者
  - (4) その他市長が適当でないと認める者  
（支援金の額）

第4条 支援金の額は、対象月のうち次に掲げる要件を全て満たす月数に5万円を乗じた金額とする。

- (1) 売上高減少率が20%以上50%未満であること。
  - (2) 売上高減少額が5万円以上であること。
- （交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、船橋市中小法人等月次支援金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては、直近年度分の船橋市法人市民税の確定申告を行っていることが確認できる書類又は開業後間もない等で確定申告を行っていない場合は船橋市へ提出した法人設立等申告書の写し
- (2) 個人事業者にあつては、令和2年分の所得税確定申告書類又は開業後間もない等で確定申告を行っていない場合は船橋税務署へ提出した開業届の

写し

- (3) 支援金を振り込む金融機関の預金通帳の写し又はこれに準ずるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、追加支援金の申請者は、船橋市中小法人等月次支援金（追加分）交付申請書（第1号様式の2）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することをもって、交付申請することができる。

- (1) 過去に支援金の交付決定を受けたことを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（特例）

第6条 次に掲げる申請者は、第2条第4号及び同条第5号に規定する定義にかかわらず、当該各号に定める額を基準事業収入額として、売上高減少率及び売上高減少額を算出することができる。

- (1) 平成31年1月から令和2年12月の間に設立した中小法人又は開業した個人事業者 法人設立又は開業（以下、「設立等」という。）した年の年間事業収入を、設立等した月から設立等した年の12月までの月数（開業日の属する月も操業日数にかかわらず一月とみなす。）で除した額
- (2) 令和3年1月から同年3月の間に設立した中小法人又は開業した個人事業者 令和3年1月から同年3月の間の事業収入の合計を、設立等した月から同年3月までの月数（開業日の属する月も操業日数にかかわらず一月とみなす。）で除した額
- (3) 令和3年1月以降の事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った中小法人 合併前の各法人の対象月の前年同月の月間事業収入額を合計した額と前々年同月の月間事業収入額を合計した額のうち、金額が高い方の額
- (4) 令和3年1月以降の事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた個人事業者 承継前に事業を行っていた者の基準月の月間事業収入額
- (5) 令和3年1月以降の事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した中小法人 法人化前の個人事業者の基準月の月間事業収入額
- (6) 平成30年、平成31年又は令和元年の罹災を証明する罹災証明書等を有する中小法人等 罹災した年又はその前年の対象月と同じ月の月間事業収入額

（交付決定の通知）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査したうえで交付の可否を決定し、その旨を船橋市中小法人等月次支援金交付可否決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、支援金の交付決定を受けた者（以下、「支援事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を船橋市中小法人等月次支援金交付決定取消通知書（第3号様式）により取消しを通知し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を船橋市中小法人等月次支援金返還命令書（第4号様式）により命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(関係帳簿の整備等)

第9条 支援事業者は、支援金の交付申請に係る帳簿及び証拠書類等を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類等を交付決定を受けた日の属する年度の終了後10年間保管しなければならない。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年11月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

第1号様式

船橋市中小法人等月次支援金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者

本社等の所在地	
名称（屋号）	
代表者職・氏名	

<この申請に関する連絡先>

担当者氏名	
電話番号	
Email	

船橋市中小法人等月次支援金の交付について、下記事項に虚偽が無いことを誓約のうえ申請します。

記

1 確認事項※該当するものにチェックしてください（全て該当する必要があります）

<input type="checkbox"/> 千葉県感染拡大防止対策協力金（大規模施設等に対する協力金を含む）の受給対象（千葉県からの要請に従わないために受給対象とならない場合を含む）でないこと。
<input type="checkbox"/> 当支援金の申請月が国の月次支援金の受給対象でないこと。
<input type="checkbox"/> 令和3年3月末日までに市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有していること。
<input type="checkbox"/> 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員の数が2,000人以下であること。
<input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと。
<input type="checkbox"/> 市長が必要と判断した場合に、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。
<input type="checkbox"/> 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体でないこと。
<input type="checkbox"/> 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有さないこと。

2 市内に有する事業所について

①事業所名・店名	
②所在地	
③開設年月	
④事業内容・業種	
⑤飲食店の休業等に伴う影響	<input type="checkbox"/> 飲食店の休業・時短営業・酒類提供停止に伴う直接的・間接的な影響を受けている。 <input type="checkbox"/> 外出自粛等に伴う直接的・間接的な影響を受けている。

※ 市内に複数の事業所を有する場合は、もっとも⑤の影響が大きい事業所についてご記入ください。

### 3 交付対象の判定

	(1)令和3年 月間事業収入額	(2)基準年 月間事業収入額	(3)売上高減少額 ((2)-(1))	(4)売上高減少率 (1-(1)/(2))	(5) 交付対象
4月	円	円	円	%	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 非対象
5月	円	円	円	%	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 非対象
6月	円	円	円	%	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 非対象
7月	円	円	円	%	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 非対象
8月	円	円	円	%	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 非対象
9月	円	円	円	%	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 非対象
10月	円	円	円	%	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 非対象

※ 事業収入額は市外事業所分を含めた全体分の金額となります。

※ (2)は、令和2年と令和元年(平成31年)の対象月の月間事業収入額を比較して、金額が高い方の額となります。特例を適用する場合は、該当する特例にチェックしてください(特例の内容は、市ホームページ等をご覧ください。)

2019・2020年新規開業特例    2021年新規開業特例    合併特例    事業承継特例  
罹災特例    法人成り特例

※ (5)は、(3)が5万円以上かつ(4)が20%以上50%未満の場合が「対象」、それ以外は「非対象」となります。

### 4 交付申請額(3(5)が「対象」となる月数×5万円)

<input type="checkbox"/> 金 5万円	<input type="checkbox"/> 金 10万円	<input type="checkbox"/> 金 15万円	<input type="checkbox"/> 金 20万円
<input type="checkbox"/> 金 25万円	<input type="checkbox"/> 金 30万円	<input type="checkbox"/> 金 35万円	

### 5 振込先口座

金融機関名		金融機関コード(4ケタ)	
支店名		支店コード(3ケタ)	
預金種目			
口座番号(7ケタ)			
口座名義人			
口座名義人(カナ)			

※ 口座名義は、申請者と同一の名義としてください。事情により申請者と同一名義の口座に出来ない場合は、代表者印を押印した委任状を添付してください。

### 6 添付書類

- 【法人】直近年度分の船橋市法人市民税の確定申告を行っていること確認できる書類、又は開業後間もない等で確定申告を行っていない場合は船橋市へ提出した法人設立等申告書の写し
- 【個人事業者】令和2年分の所得税確定申告書類、又は開業後間もない等で確定申告を行っていない場合は船橋税務署へ提出した開業届の写し
- 支援金を振り込む金融機関の預金通帳の写し又はこれに準ずるもの

### 7 申請に関する補足

--

第1号様式の2

船橋市中小法人等月次支援金（追加分）交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者

本社等の所在地	
名称（屋号）	
代表者職・氏名	

<この申請に関する連絡先>

担当者氏名	
電話番号	
Email	

船橋市中小法人等月次支援金（追加分）の交付について、下記事項に虚偽が無いことを誓約のうえ申請します。

記

1 確認事項※該当するものにチェックしてください（全て該当する必要があります）

<input type="checkbox"/> 過去に当支援金の交付を受けていること。 （交付決定番号： ）
<input type="checkbox"/> 振込先口座は、直近で交付を受けたときの振込先口座と同じとすること。
<input type="checkbox"/> 千葉県感染拡大防止対策協力金（大規模施設等に対する協力金を含む）の受給対象（千葉県からの要請に従わないために受給対象とならない場合を含む）でないこと。
<input type="checkbox"/> 当支援金の申請月が国の月次支援金の受給対象でないこと。
<input type="checkbox"/> 令和3年3月末日までに市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有していること。
<input type="checkbox"/> 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員の数が2,000人以下であること。
<input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと。
<input type="checkbox"/> 市長が必要と判断した場合に、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。
<input type="checkbox"/> 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体でないこと。
<input type="checkbox"/> 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有さないこと。

## 2 交付対象の判定

	(1)令和3年 月間事業収入額	(2)基準年 月間事業収入額	(3)売上高減少額 ((2)-(1))	(4)売上高減少率 (1-(1)/(2))	(5) 交付対象
7 月	円	円	円	%	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 非対象
8 月	円	円	円	%	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 非対象
9 月	円	円	円	%	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 非対象
10 月	円	円	円	%	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 非対象

※ 事業収入額は市外事業所分を含めた全体分の金額となります。

※ (2)は、令和2年と令和元年(平成31年)の対象月の月間事業収入額を比較して、金額が高い方の額となります。特例を適用する場合は、該当する特例にチェックしてください(特例の内容は、市ホームページ等をご覧ください。)

2019・2020年新規開業特例    2021年新規開業特例    合併特例    事業承継特例

罹災特例    法人成り特例

※ (5)は、(3)が5万円以上かつ(4)が20%以上50%未満の場合が「対象」、それ以外は「非対象」となります。

## 3 交付申請額(2(5)が「対象」となる月数×5万円)

金 5万円     金 10万円     金 15万円     金 20万円

## 4 添付書類

- 過去に当支援金の交付決定を受けたことを証する書類

## 5 申請に関する補足



第2号様式

船橋市中小法人等月次支援金交付可否決定通知書

号  
年 月 日

様

船橋市長

申請のあった船橋市中小法人等月次支援金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。

交付金額 円

2 交付しません。

理由

第3号様式

船橋市中小法人等月次支援金交付決定取消通知書

号  
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けの船橋市中小法人等月次支援金の交付決定については、  
下記理由により取り消しましたので、船橋市中小法人等月次支援金交付要綱第  
8条の規定により通知します。

記

取り消しの理由

第4号様式

船橋市中小法人等月次支援金返還命令書

号  
年 月 日

様

船橋市長

船橋市中小法人等月次支援金交付要綱第8条の規定により、次のとおり支援金の返還を命ずる。

記

返還すべき金額	円		
返還期限	年 月 日まで		
返還を命ずる理由			
返還方法			
交付決定年月日	年 月 日	文書番号	号
助成年度			
交付決定額	円		
既交付額	年 月 日 交付 _____円		
	計 _____円		